

京都市教育委員会告示第4号

京都市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる京都市指定有形文化財に同表の中欄に掲げる文化財を追加し、その名称についての記載事項を同表の右欄のように改めたので、同条第3項の規定により告示します。

平成23年4月15日

京都市教育委員会

左 欄		中 欄	右 欄	備 考	
名 称	指定告示		名 称	所有者	所有者の住所
祇園会保昌山前 懸洞懸下絵 円山応挙筆 附 前懸洞懸裏 地 1枚	平成22年 4月1日京 都市教育委 員会告示第 1号	附 前懸洞 懸裏地 の3枚	祇園会保昌山前 懸洞懸下絵 円山応挙筆 附 前懸洞懸裏 地 4枚	財団法人 保昌山保 存会	京都市下京区東 洞院通松原上る 燈籠町574番 地

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)